

宿泊施設の皆さんへ

クーポン券利用施設の方は
裏面をご確認ください。

キャンペーン概要の要点を以下に記載いたします。

両面カラー印刷の「キャンペーン概要 四万十市クーポンⅢ」を併せてご確認くださいますようお願い申し上げます。

- ・このキャンペーンは宿泊した方全員にクーポン券を配布するものではありません。

あらかじめ「四万十市クーポン付き宿泊プラン（仮称）」をご用意いただき、自社のホームページ等から誘客を図ってください。また、ホームページ等のない施設は、電話予約を受ける際に宿泊プランへの誘導をお願いします。

内容や料金は各宿泊施設が自由に設定できますが、クーポン券が付いてお得であることをお伝えし、誘客促進に繋げていただきますようお願い申し上げます。

- ・宿泊料金が発生する方のみがクーポン配布対象です。**宿泊料がない小人などは対象外**となります。

- ・連泊制限はかけません。

- ・**加盟宿泊施設、クーポン券利用施設のオーナー及び従業員に関してはクーポン配布対象外**となります。

- ・クーポン券の綴りの表紙に発行日を記入し、クーポン券裏面一枚ずつ全てに宿泊施設名の記入、もしくはゴム印の押印をお願いします。

再配分が行われた際には、宿泊施設名の修正をお願いすることがございます。予めご了承ください。また、再配分したクーポンの受取や、有効期限の切れたクーポンの提出を事務局が依頼した場合は、速やかにご対応いただきますようご協力をお願いいたします。

- ・クーポン券は、発行した宿以外の宿泊施設で、宿泊代金以外に使用が可能です。

(例) お土産の購入、レストランでの飲食、日帰り入浴など

※宿泊代金には使用できませんのでご注意ください。

※クーポン券を発行した宿泊施設内では使用できません。

クーポン券利用施設の皆さまへ

キャンペーン概要の要点を以下に記載いたします。
両面カラー印刷の「キャンペーン概要 四万十市クーポンIII」を併せてご確認くださいますようお願い申し上げます。

宿泊施設の方は裏面をご確認ください。

- お客様からのクーポン利用があった際には、発行日と宿泊施設名が券に記載されているかご確認ください。
- 誤って多く切り離した場合は、同じナンバーリングのお客様控と合わせて社判を押し対応してください。
- 釣り銭は支払わないでください。
- クーポン券の利用分には領収書が発行されません。
(領収書を発行する場合は、金額は現金分のみを記載してください。)
- ・加盟宿泊施設、クーポン券利用施設のオーナー及び従業員に関してはクーポン配布対象外となります。**
- クーポンの再配分が行われた際には、宿泊施設名が手書きで修正されたクーポン券をお客様がお持ちになることがあります。有効期限内であれば他のクーポンと同様にお受け取りをお願いいたします。

※クーポン券の使用対象にならないもの※

- 土地又は家屋の購入、家賃、地代及び駐車料等
- 現金への換金、寄附、有価証券の購入及び債務の支払
- ビール券、図書券、その他商品券、切手、官製はがき、印紙及びプリペイドカード等
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- 税金、官公庁の公共料金、電気量、水道料、電話料、インターネット通信料及びテレビ受信料等
- 社会通念上不適当とされるもの
- その他、市長が不適当であると認めるもの

精算について

- 使用済みクーポン券の裏面に必ず施設名を記入してください。(ゴム印での押印も可)
宿泊施設名と重ならないようにご注意をお願いします。
- 同封の「四万十市クーポンIIIの換金方法・精算カレンダー」をご確認ください。
- 精算締切日を事前にLINEで通知します。四万十市観光協会公式アカウントの登録をお願いします。

注意点

以下の場合は換金できません。ご注意ください。

- (1)紛失、盗難、その他故意又は過失により滅失したとき。
- (2)**最終精算締切日の令和6年2月8日を超過したとき。**
- (3)欠損又は汚損により、クーポン券に印字された識別番号が確認できないとき。